

合 併 協 定 書

平成 17 年 3 月 11 日

神 崎 町

大 河 内 町

合併協定書

平成17年3月11日

兵庫県神崎町

兵庫県大河内町

1 合併の方式

神崎町及び大河内町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年11月7日とする。

3 新町の名称

新町の名称は神河町とする。

4 新町の事務所の位置

(1)新町の本庁舎は、現大河内町役場とする。

(2)神崎町に総合窓口業務を有した保健・福祉の拠点施設として、支庁舎を建設する。

(3)大河内町長谷支所については、地域拠点として存続させる。

5 財産の取扱い

神崎町及び大河内町の所有する財産、公の施設及び債権・債務は全て新町に引き継ぐものとする。

6 新町建設計画

新町建設計画については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条に基づき、別添のとおり「新町建設計画」を定めるものとする。

7 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1)議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。

(2)在任期間終了後の議員の定数は16人とする。

8 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

(1)農業委員会の委員については、新町に1つの農業委員会を置き、両町の農業委員のうち選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後、平成18年3月31日まで引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

また、両町の推薦委員は新町発足の前日に失職し、新町発足後に新たに議会推薦委員4名、農業協同組合推薦委員1名及び土地改良区推薦委員1名を選任する。

(2)選挙区制は導入しないこととする。

(3)新町の農業委員会の選挙による委員の定数は20名とし、合併後初めて行われる一般選挙から適用する。

9 地方税の取扱い

個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、鉱産税については、現行のまま新町に引き継ぐ。

ただし、固定資産税の第1期納期を5月1日からに統一する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

(1)職員の身分の取扱い

2町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐ。

(2)職員数

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理を図る。

(3)職員給与

職員の給与については、職員の処遇の公正及び給与の適正化の観点から、職員団体との協議を経て調整し、速やかに統一を図る。

(4)職階

職階については、人事管理及び職員の処遇の観点から、合併時に職名とともに級別標準職務表を調整し統一する。

11 特別職の身分の取扱い

(その1) 特別職の身分の取扱い(首長等・議員)

(1)特別職の設置、人数、任期等については、法令の定めるところによる。

(2)特別職の給料は、現行支給額をもとに、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。

(3)議員の報酬額は、現行支給額をもとに、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。

- (4)費用弁償の支給の有無並びに支給額は、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。
- (5)新町における報酬額等を協議するにあたっては、報酬審議会に準じた第三者機関を組織し審議することとする。

(その2) 行政委員会の身分の取扱い(教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会
固定資産評価審査委員会、公平委員会)

- (1)行政委員会の委員の数及び任期は、法令の定めるところによる。
- (2)報酬額は、現行支給額をもとに、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。
- (3)費用弁償の支給の有無及び支給額は、類似団体、近隣町等の状況を参考に調整する。
- (4)新町における報酬額等を協議するにあたっては、報酬審議会に準じた第三者機関を組織し審議することとする。

(その3) その他特別職の取扱い(審議会、委員会等)

- (1)両町に設置されていて、新町においても引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。
- (2)1町のみには設置されているもので、合併時に施行される条例等により設置が必要なものについては、合併時までに調整する。それ以外のものについては、合併後、新町において速やかに調整する。
- (3)合併時に設置が必要なものにかかる委員報酬は、合併時までに類似団体、近隣町等の状況を参考に報酬審議会に準じた機関を組織し調整する。また、合併後に設置が必要なものにかかる委員報酬についても、新町において同様の取扱いとする。

12 条例、規則等の取扱い

両町が制定している条例、規則等については、次のとおり調整する。

- (1)合併協議会で確認された事務事業にかかる条例、規則等については、それぞれの調整方針に従って整備する。
- (2)両町が同一又は1団体のみが制定している条例、規則等で、そのまま新町に引き継ぐ事務事業に関するものは、原則として現行のとおりとする。
- (3)類似又は相違している条例、規則等については、どちらかを基本に調整統一する。
- (4)条例、規則等の制定にあたっては、新町における事務事業に支障をきたさぬよう次の区分により整備する。

ア〔即時〕合併と同時に町長職務執行者の専決処分により、即時制定し施行させる必要があるもの。

イ〔暫定〕従来、旧町で施行されていた条例、規則等を引き続き暫定的に施行させる必要があるもの。

ウ〔逐次〕合併後、逐次制定し施行させるもの。

エ〔廃止〕廃止すべきもの。

13 事務組織及び機構の取扱い

新町における組織及び機構は、次の方針により整備する。

(総括方針)

- (1)住民サービスの低下をきたすことのない組織・機構
- (2)住民が親しみやすく利用しやすい組織・機構
- (3)住民の声が適正に反映することができる組織・機構
- (4)地方分権や新たな課題に即応できる組織・機構
- (5)指揮命令系統及び責任の所在が明確な組織・機構
- (6)新町のまちづくり計画の実現が円滑に遂行できる組織・機構
- (7)簡素で効率的な組織・機構
- (8)緊急時に即応できる組織・機構

(個別方針)

- (1)新町の組織は本庁と支所（支所の名称は、旧神崎町地域の庁舎は「神崎支庁舎」、長谷庁舎は「長谷支所」と称する。）で構成する。
- (2)本庁は町全体の総合的な事務を行い、支庁舎及び支所と調整を図りながら町の健全な発展を推進する。
- (3)神崎支庁舎は、保健・福祉の拠点機能及び総合窓口事務を行う。
- (4)神崎支庁舎建設までの間は、行政サービスが低下しないように配慮しながら、現神崎町庁舎等を使用する。
- (5)長谷支所は、窓口業務等を行う。

14 一部事務組合等の取扱い

(1)両町が一部事務組合として加入している中播消防事務組合、中播衛生施設事務組合、中播北部行政事務組合、中播農業共済事務組合、神崎郡北部病院事務組合、兵庫県町交通災害共済組合、兵庫県市町村職員退職手当組合及び兵庫県町議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入する。

(1) 両町が他の公共団体と共同設置している兵庫県町土地開発公社、中播公平委員会、神崎郡介護認定審査会については、合併の日の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入する。

(3)両町が他の公共団体と協議会を設置している播磨中央広域行政協議会については、合併の前日をもって脱退し、新町において合併の日に加入する。

15 使用料、手数料等の取扱い

(1)公共的施設の使用料は、その施設の内容や建設年度が異なり、またその使用料が地域に定着していることを考慮し、原則として現行のまま新町に引き継ぐ。

ただし、同一又は類似の施設については、負担公平の原則及び住民一体性の確保から、合併時に統一する方向で調整する。

(2)手数料については、負担公平の原則及び住民一体性の確保から、合併時に統一する方向

で調整する。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの各種団体の事情を尊重しながら、統合又は再編にむけた調整に努めるものとする。

(1)両町に共通する団体又は共通の目的をもった団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

なお、統合に時間を要する団体については、将来の統合にむけて検討が進められるよう調整に努める。

(2)独自の目的をもった団体については、原則として現行のとおりとする。

17 補助金、交付金等の取扱い

補助金、交付金等については、公共的必要性、有効性、公平性の観点から、次のように調整する。

(1)両町にある同一あるいは同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。

(2)独自の補助金等については、従来からの経緯、実情に配慮し、新町において均衡を保つよう調整する。

(3)整理統合できる補助金等については、統合、廃止する。

18 町名・字名の取扱い

(1)新町名称の後に、旧町名は使用しない。

(2)大字名は、両町において同一名がないので現行のとおりとする。

19 慣行の取扱い

(その1)

(1)町民憲章、宣言については、新町において、検討機関を設け調整する。

(2)町花、町木については、新町において、検討機関を設け調整する。

(3)町章については、合併時に定めるものとする。

(4)音頭については、新町において、検討機関を設け調整する。

(5)キャッチフレーズについては、新町において総合(振興)計画が策定されるときに制定する。

(その2)

(1)慣行的な式典については、合併までに調整する。

(2)名誉町民制度は、大河内町の制度を基本に新町発足後速やかに調整する。

また、旧町の名誉町民は、新町の名誉町民として引き継ぐことを経過措置として規定する。

(3)功労者の表彰については、新町発足後速やかに調整する。

20 国民健康保険事業の取扱い

(1)-1 賦課方式、算定方式及び賦課限度額(医療分 53 万円、介護分 8 万円)並びに軽減措置は、現行どおり新町に引き継ぐ。

(1)-2 賦課期日は 7 月 1 日とする。納期は年 6 回とし新町発足までに調整する。

(2)-1 保険税率は、合併年度は両町の例によるものとし、合併後以降については、できるだけ早期に統一する。

(2)-2 国民健康保険財政調整基金については、全額持ち寄ることとする。

(3) 国民健康保険運営協議会については、新町発足時に統一し、構成委員及び開催時期等は、新町発足までに調整する。

21 介護保険事業の取扱い

(1)介護保険事業計画については、現行の第 2 期計画を新町に引き継ぎ、第 3 期計画は、両町同一のコンサルタントを採用し調整する。

(2)保険料については、現事業計画期間(第 2 期：平成 17 年度末)までは、現行のまま新町に引き継ぎ、不均衡保険料とする。

第 3 期介護保険事業計画(平成 18 年度から平成 20 年度)以降については、新町において算定し、同一保険料とする。

(3)介護保険給付費準備基金の取扱いについては、合併時にその全額を持ち寄ることとする。

22 消防団の取扱い

1 防災・防犯

①地域防災計画については、旧町の計画を廃止し、県地域防災計画等との調整を図りながら、新町発足後において新たに地域防災計画を策定する。

②自主防災組織の組織体制及び指導体制については、新町発足後、速やかに大河内町の例により再編する。なお、防災資機材は、現行のまま新町に引き継ぐ。

また、支援体制については、活動補助金を支給する方向で、新町発足までに調整する。

2 消防団

消防団の取扱いについては、平成 18 年 3 月 31 日までは現行のまま新町に引き継ぐこととし、併せて、両町において消防審議会等第三者機関を設け、両町合同で審議し、平成 18 年 4 月 1 日から統一するよう調整する。

23 自治会・行政連絡機構の取扱い

1 自治会組織

①区長会の単位区数及び区長人数は現行どおりとし、新町にそのまま引き継ぐ。

②区長会の役員体制(旧村単位の代表者の設置等も含む)・任期・選任時期等については、

新町発足後の区長会において調整する。

2 区長会事務

- ①現行の集落毎の自治会をそのまま存続し、新町の一体性を確保するため区長会での議論を深め、組織の一元化を図る。
- ②区長会の開催回数等運営方法については、合併後、区長会で調整する。
- ③区長会運営補助金については、区長会運営状況を勘案しながら合併後調整し、一元化を図る。
- ④上部団体等負担金、傷害保険料等の支出方法については、新町発足までに調整する。

3 地区要望の取りまとめ

- ①地域における、行政に対する要望の窓口は区長とし、随時関係部局において取り扱う。
- ②予算編成に係る要望窓口は財政部局とし、取りまとめの方法については大河内町の例による。

4 自治組織との行政協力委託業務

- ①行政と各自治会との連携を確保し、円滑な運営を推進するため、区長会は現行制度を引き継ぐものとし、報償費については、新町発足後、早期に一元化を図る。
- ②平成 17 年度における報償費については、平成 17 年度の両町のそれぞれの額、配分方法によるものとする。
- ③平成 18 年度以降の報償費の額、配分方法については、新町発足後の区長会において、各区間の均衡、公平性を勘案し調整する。

5 自治組織の所有財産の取扱い

- ①公共性の高い集落財産の所有権の移転手続きを簡素化し、相続問題等の発生を防ぐ取扱いであるので、制度を現行のまま存続させる。
また、現存の協定書、覚書についても、現行のまま新町に引き継ぐ。
- ②対象とする財産の種類や届出の様式、確認書類など事務処理の一元化については、合併時までに調整する。

6 住民への回覧物の回覧方法

- ①現行の配布・回覧方法を新町に引き継ぐ。

7 住民への連絡体制

- ①印刷物、放送、広報車、会議等による連絡体制は、現行のまま新町に引き継ぐ。
また、CATV映像活用も有効な手段であることから、大河内町内の早期の整備が望まれる。

24 各種事務事業の取扱い

24-1 議会関係事務事業

①定例会・臨時会

議会の定例会は、現行のまま新町に引き継ぐ方向で新町発足までに調整する。

臨時会については、地方自治法の定めにより開催することとする。

②委員会

議会の委員会種別、委員数については、新町発足後速やかに調整する。

24-2 総務関係事務事業

(その1)

1 選挙管理委員会

①新町の選挙管理委員4名は、神崎町から2名、大河内町から2名選出する方向で、新町発足までに調整する。

②選挙管理委員会規程については、現行の規定内容を基本に、新町発足までに調整する。

2 農業委員会委員選挙

執行方法については、現行のまま新町に引き継ぎ、公職選挙執行規程は、新町発足までに調整・再編する。

3 財産区議会議員選挙

執行方法及び経費負担については、現行のまま新町に引き継ぎ、公職選挙執行規程は、新町発足までに調整・再編する。

4 市町村長選挙

執行方法については、現行のまま新町に引き継ぎ、50日以内に選挙を実施することから、新町発足までに、公職選挙執行規程を調整・再編する。

5 市町村議会議員選挙

執行方法については、現行のまま新町に引き継ぎ、公職選挙執行規程は、新町発足までに調整・再編する。

6 投票区及び開票区等

①投票区の設定については、有権者の便宜を図る面から、現行どおりの25投票区とする。

②開票区は、1開票区とし、開票開始時間は、新町発足までに調整する。

③支所等における期日前及び不在者投票所の設置は、新町発足までに調整する。

7 ポスター掲示場の設置

投票区毎の設置数については、区内の可住面積、距離、有権者数等から現状の設置数で

合理性があると判断し、現行どおり新町に引き継ぐ。

(その2)

1 予算編成

①予算の編成時期、様式等の事務的な事項については、新町発足後、速やかに事務の効率的な視点から調整する。

②特別会計の目的及び内容の共通しているものは、新町発足時に統合する。

○統合する会計(新会計名)

- ・住宅資金等貸付事業特別会計(普通会計) ・国民健康保険事業特別会計
- ・老人保健事業特別会計 ・介護保険事業特別会計
- ・土地開発事業特別会計(大河内町の宅地造成事業会計と統合)

○存続させる特別会計

- ・介護療育支援事業特別会計(普通会計) ・訪問看護事業特別会計
- ・寺前地区振興基金特別会計(普通会計) ・長谷地区振興基金特別会計(普通会計)
- ・産業廃棄物処理事業特別会計(普通会計)・寺前財産区特別会計・長谷財産区特別会計

○憩の村整備事業特別会計は、新町発足時に一般会計に編入する。

③財務会計システムの一元化により、款項目節の名称などについては、新町発足までにすべてを統合する。

2 地方債

新町発足時における地方債残高については、現行のまま新町に引き継ぐ。

3 基金の運用管理

①新町発足時における各基金の残額は持ち寄ることとする。

②基金の設置目的が同じ基金は、新町発足時に残額を持ち寄り統合する。

また、基金の名称が異なる場合は統一する。

○統合する基金

- ・財政調整基金(ただし、大河内町の産廃特別会計の財政調整基金は現行どおり特別会計で処理する。)
- ・町債管理基金(減債基金と町債管理基金) ・環境保全基金
- ・ふるさと資源保全基金(ふるさと資源保全基金とふるさと水と土の保全基金)
- ・地域福祉基金(地域福祉基金と地域振興事業基金)
- ・土地開発基金

○存続させる基金

- ・庁舎建設基金 ・公共施設整備基金 ・ふるさと創生基金

③大河内町の寺前・長谷地区振興基金、水力発電所対策基金、神崎町の集落営農振興基金、は、設置の経緯から判断して、各町の固有の基金として、設置目的、管理・運営方法も含め、現行のまま新町に引き継ぐ。

- ④物品集中購買基金と用品調達基金は、新町発足時に統合し、名称を用品調達基金とする。
また、基金の額は定額の100万円とする。

4 債務負担行為

施策に基づき実施した事業にかかる債務負担行為であるため、限度額を現行のまま新町に引き継ぐ。

5 出資金・出捐金

第三セクターへの出資については、現行のまま新町に引き継ぐ。

また、県域で広域的に事務事業を行う団体等に対する出資金・出捐金については、現行のまま新町に引き継ぐ。ただし、出資・出捐の額については、合併による取扱いを当該団体等と協議する。

6 貸付金

新町発足時における貸付金の残高は、そのまま新町に引き継ぐ。

また、貸付制度の内容が同一のものは、残高を合算して新町で処理を行う。

(その3)

1 集会所建設補助事業

①集落集会所の新築、改築については、国・県の補助制度を用いて実施することを原則とし、新町に引き継ぐ。

②補助基準に合致しない集落の集会所の整備に対しては、大河内町の単独補助制度を適用することとし、新町発足までに補助金交付要綱を整備する。ただし、補助率は国・県の補助制度を用いて実施する場合は、3割の地元負担を徴していることに鑑み7割とし、また、補助金額の算定に用いる補助面積、補助単価は、その時点における国・県の補助制度の基準を準用する内容で要綱を整備する。

また、造成費に対する補助は、各集落とも既設集会所の用地を有しているので廃止する。

③集落集会所の維持管理、補修については、現行のまま新町に引き継ぐ。

2 隣保集会所建設事業

隣保集会所の整備はほぼ充足しており、この制度の目的は達成されたものと思われるため、合併時に廃止する。

また、集落自治、コミュニティの拠点施設として集落集会所の整備に努めるものとする。

3 入札指名業者の決定

①入札参加者審査会は現行制度を基本に設置し、委員の選任については新町発足後速やかに調整する。

②入札・契約制度等の協議は、大河内町の例により入札参加者審査会で行う。

③入札参加業者選定要綱については、新町発足後速やかに一元化を図る。

(その4)

1 財産区

地方自治法に規定された特別地方公共団体として、現行のまま新町に引継ぐ。

2 旧慣の制約のある財産の管理

縁故使用地、無償貸付地、払い下げ地の取扱いは、それぞれの財産区の旧慣例によって定められており、財産区を特別地方公共団体として存続させるので、旧慣のある財産の取扱いについても現行のまま、新町に引き継ぐ。

町所有、財産区所有の区分ができない土地は、合併までに整理に努める。

24-3 企画関係事務事業

①新町の総合計画は、新町発足後速やかに新町建設計画に基づいて策定する。また、策定手法については、計画策定段階において調整する。

②総合計画の実施計画は、新町発足後において、新町建設計画に基づき策定した総合計画に合わせて策定する。また、策定した実施計画は5ヶ年程度でローリングをすることとする。

③辺地地域の指定及び総合整備計画の策定手続きについては、現行のまま新町に引き継ぐ。

現総合整備計画については、現行のまま新町に引き継ぎ事業を実施していく。

また、新町における地域指定については、国・県の基準により指定を受け、事業実施の必要があるものについては辺地総合整備計画を策定していく。

④水力発電施設周辺地域交付金は、制度の存続期間中は活用していくこととし、当制度及び補助金の基本的性格であるダム建設による減水地域の影響緩和対策事業に充当していく。

24-4 税務関係事務事業

①前納報奨金は、合併を期に廃止する。

②土地台帳・家屋台帳・公図の閲覧方法、手続き及び手数料は、現行のまま新町に引き継ぐ。

③税の証明書の取扱い及び手数料は、現行のまま新町に引き継ぐ。

④納税組合に係る事務の取扱いについては、両町に大きな違いがあるため、納税組合を存続させた場合及び廃止も含めて、十分に時間をかけ慎重に検討し、新町発足後において調整する。

24-5 住民関係事務事業

(その1)

1 公営住宅事務事業

- ①町営住宅の入居者選考委員会及び入居資格は、新町発足までに新たに調整する。
- ②特定公共賃貸住宅の入居者選考委員会及び入居資格は、新町発足までに神崎町の例により調整する。

(その2)

1 窓口業務等

- ①消費生活行政に係る両町の組織(「神崎町消費生活研究会」・「大河内町消費者協会」)は、統一することとし、組織体制及び補助金については、新町発足までに調整する。
- ②福崎交通安全協会の町支部については、役員構成、補助金及び活動内容等を新町発足までに調整する。

交通安全対策協議会については、組織を統一し、組織体制及び活動内容は新町発足までに調整する。

チャイルドシート購入補助については、合併時に廃止する。

コミュニティバスの運行については、新町発足までに調整する。

- ③青少年教育の推進に係る組織(「神崎町青少年育成委員会」・「大河内町青少年問題協議会」)は、新町発足までに統一する。
- ④防犯対策に係る組織体制は統一し、報償費及び補助金については、新町発足までに調整する。
- ⑤各種証明書の手数料は、両町同額の項目は現行のまま新町に引き継ぐ。
埋火葬許可証発行手数料は大河内町の例による。
また、住民票謄本発行手数料及び住民票閲覧料金は神崎町の例による。

(その3)

1 防犯灯設置

- ①防犯灯の設置及び維持管理については、新町発足までに大河内町の例により調整する。
また、新町発足までに、補助金交付要綱を定め適正化を図る。

24-6 保健衛生関係事務事業

- ①両町における既存の診療所は、高齢者の身近な医療機関として、現行のまま新町に引き継ぐ。
- ②墓地の設置及び管理については、新町発足後、速やかに大河内町の例により条例等を整備する。

なお、新町発足後における共同墓地整備事業(補助制度)の適用及び補助金の額については、新町発足後、速やかに調整する。

24-7 環境衛生関係事務事業

- ①環境保全にかかる条例等の整備及び審議会・協議会組織については、新町発足までに調

整する。

②集団資源回収助成事業は、現行のまま新町に引き継ぎ、奨励金の交付額については、神崎町の例による。

③産業廃棄物の処理については、大河内町建設残土砂等処分場の設置地域(鍛冶・大河)との協議を踏まえ、神崎町の集積場を廃止し、大河内町の処分場での一本化に向け調整する。

なお、減免規定については、神崎町の例による。

24-8 福祉関係事務事業

(その1) 保育所関係事務事業

①一般分の徴収金の基準額及び階層区分については、年度途中での保育料の変更を行わず、平成18年4月1日に統一するよう調整する。

②保育料の徴収方法については、新町発足までに調整する。

(その2) 高齢者福祉等

①戦没者遺族会補助金は、新町発足後において遺族会と協議し決定する。

傷痍軍事会補助金については、新町発足後において決定する。

②母子・父子家庭で高校及び大学等に入学する者に対する祝金制度については、新町発足までに調整する。

③子どもをすこやかに生み育てる支給制度については、新町発足までに調整する。

④民生・児童委員の活動内容及び定例事業内容については、新町発足後速やかに調整する。

民生・児童委員数は、現行の委員数(神崎町19名、大河内町17名 合計36名)のまま新町に引き継ぐ。ただし、合併後において、国の配置基準を参考にし、地域の状況を勘案し委員数の適正化に向け調整する。

主任児童委員数は、現行の委員数(両町とも2名で合計4名)のまま新町に引き継ぎ、委員の任期が満了となる平成19年12月までに新たに調整する。

⑤居宅支援事業所は1事業所とする。また、在宅介護支援センターについては、中学校区を標準としていることから2箇所を設置し、一方を基幹型とし、一方を地域型とする。

⑥高齢者福祉関係事務事業の取扱いは次のとおりとする。

- ・長寿祝金は、新町発足までに調整する。

- ・長寿祝品は、神崎町の例により支給対象者を満88歳とし、満89歳以上の方に対する支給は行わない。

- ・金婚夫婦祝福表彰式は、大河内町の例による。

- ・敬老会事業は、廃止する。

- ・訪問介護事業所の運営については、社会福祉協議会と協議し、新町発足後速やかに調整する。

⑦社会福祉事業基金の取扱いについては、新町発足までに調整する。

(その3) 乳児医療

- 1 乳幼児医療の助成については、少子化問題に対する重要施策であるため、新町発足までに大河内町の例により調整する。

24-9 農林水産関係事業

(その1) 林道・治山事業

- ①林道及び作業道の維持・修繕にかかる地元負担については、財政計画(状況)等を勘案し、新町発足までに調整する。
- ②林道事業の地元負担金については、財政計画(状況)等を勘案し、新町発足までに調整する。
- ③治山事業に係る地元負担金については、財政計画(状況)等を勘案し、新町発足までに調整する。

(その2) 農業共済事業等

1 農業共済事業

農業共済事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。なお、合併等により、構成町に変更がある場合は、農業共済事務組合において関係自治体での必要事項を調整する。

2 生産組織育成及び農業関係団体

- ①生産組織体制(農会、営農組合)については、大河内町の例により調整する。
- ②神崎町の営農組合長手当及び営農組合補助金については、大河内町の例により、農会長手当及び農会補助金とし、手当及び補助金の額は、新町発足までに調整する。
また、各補助制度は、財政状況及び各営農組合の運営状況を勘案しながら、要綱の見直しを含めて新町発足までに調整する。
- ③生産組織育成事業については、現状を十分に把握し、新町発足までに調整する。
- ④キャベツ価格安定基金制度補助金については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- ⑤神崎町の「集落営農振興協議会」及び大河内町の「農事部会」の組織並びに補助金等については、新町発足までに調整する。

3 農業融資

農業融資制度に係る事務処理については、現行のまま新町に引き継ぐ。
ただし、新町発足後において、利子補給制度を検討する。

4 林業振興補助事業

神崎町木工芸センターの管理委託事業は、現行のまま新町に引き継ぐこととし、木材フェア実施委託事業は、継続を基本に両町の森林組合と協議し調整する。

5 森林体験学習

木材フェアは、上記(4)のとおりとし、森づくりオーナー制度は、現行のまま新町に引き継ぐ。

また、緑の少年団は、大河内町の例により調整する。

6 猟友会

活動内容及び補助金等については、猟友会の組織の統合問題と併せて、両町の猟友会と協議し調整する。

7 有害鳥獣捕獲助成

大河内町の「野猿捕獲助成制度」を基本に、被害が拡大している他の鳥獣も含めて調整する。

8 有害鳥獣防止対策補助

有害鳥獣防止対策施設設置事業の町単独補助制度は、大河内町の例による。

(その3)

1 農業研修施設・体験農業施設の管理

農業研修施設及び体験農業施設の管理運営並びに利用料金等については、現行のまま新町に引き継ぐ。

2 特産物施設管理

運営主体の役割や経営内容等を勘案し、個々の状況に応じた支援策を講じており、現行のまま新町に引き継ぐ。

3 漁業協同組合

事務局等の運営体制及び補助制度(目的・金額等)については、新町建設計画等における取組方針及び各漁業協同組合の状況を勘案しながら、新町発足までに調整する。

24-10 商工・観光関係事業

1 第三セクターについては、健全経営と役割機能の発揮をめざし、現行のまま新町に引き継ぐ。

2 地域振興

①まちづくり地域活性化事業のうち、夏まつりについては、新町発足までに一元化に向け調整する。

まちづくり交流イベントについては、各拠点施設の特色により、新町発足までに、交流プログラム等による継続的实施と体制を整えるよう検討する。

②まちづくり団体の育成については、地域づくりにおける住民参加及び自主自立的活動の重要性から、現行のまま新町に引き継ぎ、奨励・支援を検討する。

3 商工業の振興

- ①商工会の統合に向けた要請・支援を行い、財政支援については、新町発足までに調整する。
- ②商店街の育成、活性化については、まちづくりにおける商業機能の重要性により、現行のまま新町に引き継ぐ。

4 企業誘致

- ①企業誘致は、有効な土地利用の推進と地元雇用、就業の場の提供に効果的であり、現行のまま新町に引き継ぎ、財政リスク負担のないよう推進する。
- ②企業立地への優遇措置については、新町発足までに神崎町の例により調整する。

5 観光

- ①観光協会の統合に向けた要請・支援を行い、財政支援については、新町発足までに調整する。
- ②長谷地区の温泉については、現行のまま新町に引き継ぎ、有効利用をめざす。
- ③観光施設のPR事業については、現行のまま新町に引き継ぎ、より効果的なPR事業を推進する。観光施設の維持管理については、現行のまま新町に引き継ぎ、効率効果的な運営をめざす。

24-11 建設関係事業

(その1) 地籍調査

- ①現在実施中である神崎町の地籍調査については、耕地部の完了まで現行のまま新町に引き継ぐこととする。
- ②耕地部の実施年度の違いから生じる測量精度の差、座標値の有無、測量成果の管理等については、新町発足後早急に調整することとする。
- ③山林部の地籍調査については、新町発足後において調整することとする。

(その2)

- 1 公園等の補助制度及び補助率については、財政計画(状況)等を勘案し、新町発足までに調整する。
- 2 土地改良事業の分担金については、事業費の30%以内とし、町単土地改良事業の補助率は、大河内町の例による。
- 3 農道整備事業における、中山間地域総合整備事業で整備する農道は、継続事業につき現行のまま新町に引き継ぐ。町単事業の地元負担率は、財政計画(状況)等を勘案し、新町発足までに調整する。
また、農道修繕に対する補助率は、大河内町の例による。

- 4 ため池の維持工事費の補助については、大河内町の例による。
老朽ため池の改修事業については、現在、両町とも該当施設がないため新町発足後、適宜調整する。
- 5 道路及び橋梁改良にかかる地元負担については、町道認定基準の調整も含め、新町発足後、適宜調整する。なお、新町発足後速やかに町道の認定基準、等級等の基準を新たに定め、再度全町道及び農道等の公衆用道路を対象として再認定を行う。
- 6 道路の占用料については、新町発足後において地価等を勘案しながら、負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないように調整する。
- 7 道路及び橋梁の維持修繕にかかる地元負担については、町道認定の基準等見直しも勘案し、合併後適宜調整する。
- 8 道路工事において必要な安全施設(ガードレール、ガードパイプ、区画線等)に対する地元負担については、負担公平の原則に立ち、行政格差が生じないよう新町発足後、適宜調整する。
- 9 がけ地近接危険住宅移転事業に対する補助制度は、神崎町の例による。

24-12 上・下水道事業

(その1) 水道事業

- 1 会計方式については、合併後速やかに公営企業会計に統一する。
- 2 水道料金は内税とし、基本水量は 10 m^3 1,900 円、超過料金は 1 m^3 230 円とする。
量水器使用料は、13 mm 100 円、20 mm 170 円、25 mm 180 円、30 mm 300 円、40 mm 360 円、50 mm 840 円、75 mm 2,160 円とする。
臨時使用料は、大河内町の例により 10 m^3 2,850 円、超過料金は 1 m^3 350 円とする。
その他詳細については、新町発足までに調整する。
- 3 加入分担金については、過去の投資額等を勘案しながら、新町発足までに新たに調整する。
- 4 消火栓設置の費用負担については、地元負担が関係することから十分に協議し、新町発足までに調整する。
- 5 上水道事業及び簡易水道事業計画については、現行のまま新町に引き継ぐこととし、新町発足後において、財政計画に基づきながら適切に施設更新事業を実施するよう調整する。

(その2) 下水道事業

- 1 合併処理浄化槽設置整備補助金については、新町発足までに大河内町の例により調整し、浄化槽管理体制については、新町発足後5年以内に大河内町の例により町管理に移行し、集合処理区使用料と同額を町が徴収するよう調整する。
- 2 農業集落排水事業、公共下水道事業及びコミュニティプラント事業については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 3 農業集落排水事業等の受益者負担については、補助事業等により工事を施工した場合、受益者負担金を徴収する必要が生じることにより、新町発足後、神崎町の例により速やかに調整する。
- 4 使用料は内税とし、大河内町の例により調整する。一般家庭以外の工場、店舗等の算定基準は、新町発足までに調整する。また、賦課方法、徴収方法及び管理組合等の管理体制については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 5 会計方式については、合併処理浄化槽事業を含め合併後速やかに公営企業会計に統一する。

24-13 学校教育事業

- 1 就学区域については、現行のまま新町に引き継ぐこととし、合併問題とは切り離して合併後に検討を続けていく。
- 2 学校の統廃合は、就学区域問題と併せ、合併問題とは切り離して合併後に検討を続けていく。
- 3 中学校(校舎・屋内運動場)については、早期に耐震化を図っていく。
- 4 幼稚園の保育料は1ヶ月3,700円の12ヶ月に統一する。また、納入方法については、口座振替に統一する。
- 5 通学補助については、中学校のバス(JR含む)通学者は、大河内町の例により、全額町負担とする。また、自転車通学者のヘルメット購入補助金については神崎町の例による。

24-14 社会教育事業

1 地域改善対策事業

- ①地域改善対策奨学資金貸与事業は、法律の失効により、平成17年度末で打ち切る。

②地域改善対策対象地域活動事業補助金は、新町発足までに調整する。

2 社会教育委員

委員の定数は6名(識見者4名、学校代表者1名、家庭教育代表者1名)とする。

3 文化財の保護、顕彰事業

①新町において文化財保護条例を整備制定し、両町の指定文化財を新町で再指定する。

②文化財の調査・保護・保存等は、継続的に事業推進を行うように調整する。

③文化財審議委員の定数は5名とし、識見者で構成する。

4 町史編纂事業は、現行のまま新町に引き継ぐ。

5 社会人権同和教育

①大会事業(現行：神崎町「人権教育・啓発リーダー研修会」、大河内町「人権啓発大会」)は継続し、時期・会場・運営方針は、新町発足後速やかに調整する。

②人権教育協議会は、平成18年度から一本化し、補助金は新町発足後速やかに調整する。

③人権文化創造活動支援事業は、現行のまま新町に引き継ぐ。また、指導者謝金は、新町発足後において適宜調整する。

6 公民館事業

①公民館の利用については、使用料を時間単価とし、次のとおり徴収する。

	神崎町中央公民館	大河内町中央公民館
大ホール	700円/1時間	3,500円/1時間
リハーサル室		700円/1時間
視聴覚室	350円/1時間	350円/1時間
第1研修室	350円/1時間	530円/1時間
第2研修室	200円/1時間	350円/1時間
その他展示室	200円/1時間	200円/1時間

町民以外は倍額

※免除：免除規定については、地域住民が利用しやすい環境を確保するため、自治会、子ども会、消防団、老人クラブ、婦人会、PTA、社会福祉団体、町内学校・幼稚園・保育所、町及び教育委員会、体育協会及び各種目協会、文化協会及び文化サークル、スポーツクラブ、自主防災並びに町長が必要と認めた場合とする。

※営業行為の使用許可については、管理者が公民館使用の目的に合致していると認めたものとし、物品販売等の営利事業の使用は禁止する。

②文化協会の一本化及び協会加盟のサークルの一本化については、新町発足後適宜調整する。

③公民館審議会については、活力ある公民館活動の積極的な推進を目指して、新町発足までに調整する。

7 体育指導委員

①体育指導委員の定数は20人以内とし、新町発足後速やかに調整する。

②体育指導委員の活動内容等については、新町発足後適宜調整する。

8 学校施設利用

①学校施設の利用については、社会体育施設と同様に使用料を次のとおり徴収する。

○学校体育館 1時間 200円

○学校運動場 1時間 200円

※免除：公民館施設利用と同じ。ただし、特別な事情を除き町外者への利用は許可しない。

9 屋外体育施設利用については、使用料を次のとおり徴収する。

(町民以外：倍額、照明料は除く。)

○神崎町民グラウンド 1時間 200円

○はにおかグラウンド 1時間 300円 照明料30分 1,050円

○すばーく神崎ゲートボール場 1コート 1時間 200円

○はにおかゲートボール場 全面 1時間 200円

○はにおかテニスコート 1コート 1時間 530円 照明料30分 320円

○グリーンエコー野球場 全面 1時間 300円 照明料30分 1,050円

※免除：公民館施設利用と同じ。

10 屋内体育施設(体育館)利用については、使用料を次のとおり徴収する。

(町民以外：倍額、トレーニングルームは除く。)

○大河内町民体育館 アリーナ半面 1時間 200円

サブアリーナ全面 1時間 200円

トレーニングルーム 1回 110円

(回数券1,100円：11枚綴り)

○神崎町体育センター アリーナ半面 1時間 200円

卓球場全面 1時間 200円

武道場全面 1時間 200円

○海洋センター体育館 アリーナ半面 1時間 200円

ミーティングルーム 1時間 200円

※免除：公民館施設利用と同じ。

- 11 プール利用については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 12 国際交流事業については、大河内町の事業を現行のまま新町に引き継ぎ、実施内容等については、新町発足後適宜調整する。
- 13 各種団体については、新町発足までに一本化に向け調整する。また、補助金についても、新町発足までに調整する。

24-15 電算システム

電算システムについては、両町における機種及び機能が違うため、合併に伴う電算システムの新規の構築を図る必要がある。

24-16 地域情報化事業

- 1 難視聴地域の対策としては、新町発足後において、大河内町側のCATVの整備等により解消できるよう調整する。
- 2 ITを享受できる豊かな社会の実現に向けて、新町発足後において、電子自治体の推進も含め情報化推進体制を一元化し、地域情報化計画を策定する。
また、携帯電話、ブロードバンド環境の充実など、情報基盤の整備の推進及び情報基盤を利用したサービスの充実の推進をめざす。
- 3 高度情報化社会と地域情報化社会への確立に向け、情報基盤の整備として新町発足後速やかに、神崎町の例により新町全域のCATV整備をめざす。

24-17 その他事業

(その1) 交通基盤整備

- 1 路線バスの補助については、現行のまま新町に引き継ぐこととする。
- 2 公営駐車場については、現行のまま新町に引き継ぐこととする。

(その2) 出納業務

指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納代理郵便局は、新町発足までに調整する。

調 印 書

神崎郡神崎町及び同郡大河内町は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条第 1 項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和 40 年法律第 6 号)第 3 条第 1 項の規定に基づく神崎町・大河内町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに署名調印する。

平成 17 年 3 月 11 日

神 崎 町 長

大 河 内 町 長

立会人

兵庫県知事

合併協議会委員

(大河内町)

合併協議会委員

(神崎町)

合併協議会委員

(神崎町)

合併協議会委員

(大河内町)

合併協議会委員

(神崎町)

合併協議会委員

(大河内町)

立会人

合併協議会委員

(神 崎 町)

合併協議会委員

(大河内町)

合併協議会委員

(神 崎 町)

合併協議会委員

(大河内町)

合併協議会委員

(神 崎 町)

合併協議会委員

(大河内町)

合併協議会委員

(神 崎 町)

立会人

合併協議会委員

(大河内町)

合併協議会委員

(神 崎 町)

合併協議会委員

(大河内町)

合併協議会委員

(神 崎 町)

合併協議会委員

(大河内町)

合併協議会委員

(神 崎 町)

合併協議会委員

(大河内町)

立会人

合併協議会委員

(神 崎 町)

合併協議会委員

(大河内町)

合併協議会委員

(神 崎 町)

合併協議会委員

(大河内町)

合併協議会委員

(神 崎 町)

合併協議会委員

(大河内町)
